

## 平成30年7月豪雨災害に係る 診断書料、文書料の減免について

この度の豪雨で被災された方につきましては、心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い再建をお祈り致します。

当該災害の緊急対策として、下記のとおり、「診断書料」及び「文書料」を減免することとしましたので、お知らせします。

<b>対象者</b>	<b>平成30年7月豪雨により被災し、愛媛県内市町から罹災証明書等の交付を受けた方</b>
<b>減免内容</b>	<b>診断書料及び文書料の全額</b>
<b>対象期間</b>	<b>平成30年6月28日から 平成31年3月31日まで</b>
<b>必要書類</b>	<b>愛媛県内市町が発行する「罹災証明書」、 「被災証明書」等</b>

対象の方は、愛媛県内の市町が発行する、罹災証明書等をご持参いただき、受付窓口へお越し下さい。

※罹災証明書等の発行前に当該料金を支払った方

罹災証明書等と印鑑をご持参いただき、受付窓口へお越し下さい。全額還付します。なお、還付は銀行振込となります。予めご了承ください。